

定 款

DSP アソシエ株式会社

DSP アソシエ株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、DSP アソシエ株式会社と称し、英文では DSP Associe Co. Ltd.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 大日本住友製薬株式会社および関連会社が使用する営業用自動車、社用自動車および携帯電話の管理の請負
2. 大日本住友製薬株式会社の所管する備品、広告紙型および文書受発信業務の管理の請負
3. 不動産の管理、売買、賃貸借、仲介、紹介および駐車場の経営
4. 広告宣伝品の企画、売買および広告代理店業
5. 自動車および事務機器のリース事業
6. 日用雑貨、衣料品、食品、飲料品、書籍、事務用品、レンタカーの取次および売買
7. 医薬品、医薬部外品、化粧品の売買
8. 医薬品の安全性情報管理業務および製造販売後調査等支援業務の請負
9. 医薬品、工業薬品、その他化学的製品の試験検査
10. 食品添加物の試験検査
11. 初期創薬化合物のスクリーニング試験検査
12. 研究報告書および申請用資料、導出用資料の整合性調査業務の請負
13. 損害保険代理業
14. 生命保険の募集に関する業務
15. 自動車の購入および車検、修理の仲介業
16. 労働者派遣事業
17. 農畜産物の生産、加工、貯蔵、運搬、販売及び輸出入
18. ヘルスケアに関する研究開発
19. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は官報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、80,000株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない。

(一般承継による売渡請求)

第 9 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主への株式割当て)

第 10 条 当社は、当社が発行する株式または処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときにおいて、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合、募集事項および会社法第202条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議によって定めることができる。

第 3 章 株主総会

(開催)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末の翌日から3か月以内に、これを開催し、臨時株主総会は、必要あるときに、これを開催する。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主総会の招集通知)

第 13 条 株主総会の招集通知は、各株主に対し会日の1週間前までに発するものとする。
② 株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで株主総会を開催することができる。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。

② 社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証

明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役、監査役および取締役会

(員数)

第 17 条 当社の取締役は 3 名以上、監査役は 1 名以上とする。

(選任)

第 18 条 取締役および監査役は、株主総会において選任する。

② 取締役および監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 19 条 取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

② 取締役会の決議によって、取締役の中から会長および社長各 1 名、副社長、専務および常務各若干名を定めることができる。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の権限)

第 21 条 当社の監査役は、会計監査および業務監査の権限を有する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

② 社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役の全員が異議を述べないときは、取締役会の決議があったも

のとみなす。

(報酬等)

第 25 条 取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計算

(事業年度)

第 26 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 27 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当」という。）をすることができる。

② 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

(除斥期間)

第 28 条 期末配当および中間配当が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

制定	昭和42年	4月15日
改定	昭和50年	5月26日
	昭和52年	2月10日
	昭和54年	3月19日
	昭和58年	2月9日
	昭和60年	8月30日
	昭和62年	7月1日
	昭和63年	7月26日
	平成4年	5月29日
	平成4年11月	11日
	平成6年	5月26日
	平成8年	6月20日
	平成14年	6月28日
	平成15年	6月27日
	平成18年	6月29日
	平成18年	8月22日
	平成21年12月	18日
	平成23年	6月29日

平成30年 4月25日
平成31年 4月 1日